

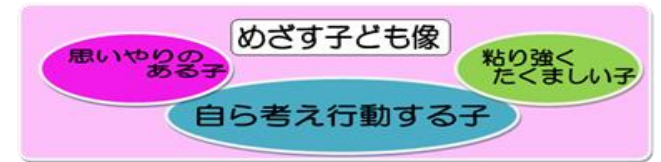
豊中市立野畑小学校「学校だより」

野畑花だより NO.1



人権尊重を基盤とし、創造性豊かで積極的に行動する子どもの育成
めざす学校像

互いに認め合い、高め合う学校
みんなが安心できる居心地のいい学校
開かれた学校（学校・家庭・地域がつながりあうことを大切にする学校）



令和4年（2022年）4月8日 発行・野畑花だよりは、野畑小学校のホームページでもご覧いただけます。http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/nobatake/

いつもここに ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

ご入学・ご進級おめでとうございます！

春らしい陽気のもと7日、かわいらしい110名の新入生が入学しました。前日新6年生が入学式の準備をしてくれましたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、6年生や2年生のいない規模を縮小した入学式でした。どの子ども瞳をキラキラさせて、私からの話を聞いてくれました。1年生のみんなに約束してほしいことを3つお話ししました。1つ目は「元気にあいさつをしましょう。」2つ目は「たすけて！といえる子になりましょう。」3つ目は「たくさん本を読みましょう。」です。図書館司書の先生に「おおきなかぶ」の読み聞かせをしてもらい、それに合わせて舞台の上で、先生たちが絵本に合わせて「うんとこしょ どっこいしょ」とおおきなかぶをぬきました。本好きな子になってくれると嬉しいです。



そして、本日2～6年生が登校してきました。クラス分けされた新しい学年の教室に入り、リモートで始業式を行いました。今年は「そ」掃除・「わ」笑い・「か」感謝を意識して、自分が頑張ることを決めて新たな気持ちでスタートしましょうと話しました。

今年度も「互いに認め合う学校」「みんなが安心できる居心地のいい学校」「学校・家庭・地域がつながりあうことを大切にする学校」を目指し、保護者の皆様と地域と学校が手を携え、子どもたちを大切に育てていきたいと考えています。

「学校教育目標」の実現に向けて、教職員一同力を合わせ精一杯努めてまいります。皆様のご協力とご理解を賜りますよう よろしくお願いたします。



どうぞ よろしくお願いたします。

このたび野畑小学校の校長に着任しました、田平美紀（たひらみき）です。5年前まで野畑小学校の教頭として3年間在籍しておりました。前任の柴田校長のあとを引き継ぎ（できるところから）、皆様から信頼される学校づくりを更に進めて参りたいと思います。はぐくみ隊の方、地域の方々、PTA、保護者の皆さまのご支援・ご協力のおかげで子どもたちは安心して学校へ来ることができ、貴重な体験もたくさんさせていただいています。本当に感謝申し上げます。子どもたちも教職員も「学校がすき、学校が楽しい」と思える学校づくりを全職員で取り組んで参ります。気になる事があればいつでも、「エプロン先生」として学校にきていただいて、お子様の様子を見守っていただけたらと思います。どうぞ、よろしくお願いたします。



豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(同意確認書)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン（注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。）

学校における携帯電話の取り扱いについて

教育委員会より「豊中市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針」が出されています。(左側をご覧ください。)

本校は、これまで通り児童の携帯電話の持ち込み「原則禁止」です。

携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて校長に申し出て、校長の判断により例外を認めるものとしていきます。認められた場合は同意確認書を提出していただくことになります。さまざまなネットのトラブルにあわないよう学校で引き続き指導していきますが、ご家庭でも親子でルールを決めて使用させるようお願いいたします。



☆また、昨年度より(OTTADE! オッタデ!) 関西電力送配電(株)が提供する見守りシステムが導入されています。1年生には昨日詳しいご案内を配布していますので、ご覧ください。

☆昨年度から登録をお願いしています、学校と保護者との連絡システム「コドモン」の新一年生の登録をこれからお願いします。このシステムについては4月から試運用を開始し、6月前後から本格運用を開始します。それまでの欠席連絡は、従来通り、電話または連絡帳にてお願いします。

	1組	2組	3組	4組	合計
1年	36	37	37		110
2年	38	37	37		112
3年	35	35	36		106
4年	29	28	28	28	113
5年	27	27	28	27	109
6年	29	29	28	29	115
	合 計				665

2022. 4. 8日現在

